

# 地方税法施行規則の一部を改正する省令の概要

令和7年11月  
総務省

## 1 改正の趣旨

地方税法（昭和25年法律第226号）附則及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定めるもの。

## 2 改正の内容

- （1）老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号）等の施行に伴う所要の措置を講ずる。
- （2）地法たばこ税の加熱式たばこに係る令和7年度改正に伴う所要の措置を講ずる。

## 3 施行期日

令和7年11月28日から施行する。ただし、第十六号様式、第十六号の二様式及び第十六号の五様式の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。